○中国地方整備局告示第百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十二月十四日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第三百二十六号備後圏都市計画道路事業三・五・六百四十七号水呑躰線

三　事業施行期間　自平成九年三月三日至平成二十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福山市田尻町字灘、字大井川、字浜上及び字沖土居地内

使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十四日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
四万十市古津賀字ヲタノ内二六四七番一から同市古津賀字八人張二二六六番四まで	前	一六・〇七～四九・〇五メートル	〇・四〇四キロメートル
	後	三〇・六三～五〇・九三メートル	〇・四〇四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十四日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	四万十市古津賀字ヲタノ内二六四四番一地先から同市古津賀三丁目一一五番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月十四日

○九州地方整備局告示第百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十四日

九州地方整備局長　岡本　博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号及び二百十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇城市松橋町久具字猫迫八〇四番一地内	前	六三・〇〇～六五・〇〇メートル	〇・〇二三キロメートル
	後	一一一・〇〇～一二九・〇〇メートル	〇・〇二三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○沖縄総合事務局告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十二月十四日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　那覇広域都市計画道路事業三・三・十号汀良翁長線

三　事業施行期間　自平成二十一年十二月十四日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　沖縄県那覇市首里汀良町三丁目、首里鳥堀町四丁目及び首里石嶺町二丁目

使用の部分　なし

国会事項

参議院

弔詞

十一月十三日逝去された元議員田英夫君に対し、十二月十日次の弔詞をささげた。

参議院は　わが国　民主政治発展のため力を尽くされ　特に院議をもって永年の功労を表彰せられ　さきに産業・資源エネルギーに関する調査会長の重任にあたられました　元議員従三位勲一等田英夫君の長逝に対し　つつしんで哀悼の意を表し　うやうやしく弔詞をささげます

人事異動

国土交通省

運輸審議会委員に任命する（十二月七日）

（海難審判所首席審判官）国土交通技官　上野　文雄

辞職を承認する

（運輸安全委員会事務局首席船舶事故調査官）同　保田　稔

海難審判所首席審判官に転任させる（以上十二月八日）

長浜　義昭

会計検査院

会計検査院事務総長　増田　峯明

会計検査院事務総局次長事務取扱を免ずる（十一月二十七日）

（第三局長）会計検査院事務官　河戸　光彦

会計検査院事務総局次長に昇任させる

（事務総長官房審議官（事務総長官房担当））同　斉藤　邦俊

第三局長に昇任させる

（事務総長官房審議官）同　川滝　豊

第三局担当を免ずる

事務総長官房担当を命ずる

（第四局農林水産検査第一課長）同　静井　元義

事務総長官房審議官に昇任させる

第二局担当を命ずる

（事務総長官房審議官）同　虎岡　寛道

第四局担当を免ずる

第三局担当を命ずる